

V. 参考資料

1. 研究会の概要

(1) 道州制のあり方研究会 委員名簿	48
(2) 広域行政システムのあり方研究会設置要領	49
(3) これまでの開催結果	50
(4) 今後の予定	50

2. 研究会配付資料（抜粋）

■第1回会合

参考① 河川（治水）に関する国と地方の主な役割分担の現状	51
参考② 中村特任教授（ゲスト）提出資料 「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて」提言の概要	52
参考③ 水循環基本法（水制度改革国民会議とりまとめ案）の概要	53

■第2回会合

参考④ 産業振興に関する国と地方の役割分担の現状	54
参考⑤ インフラ整備の現状（道路、港湾、空港）	55
参考⑥ 森林の多面的機能を確保するための施策	60
参考⑦ 地域の実情に応じた取組例（林業）	61

■第3回会合

参考⑧ 市町村の現況等について	62
参考⑨ 佐々木教授（ゲスト）提出資料 「道州制と大都市圏の扱い」	66
参考⑩ 石田准教授（ゲスト）提出資料 「小規模市町村からみた道州制」	70

3. 道州制基本法案（骨子案）[H25年2月 自民党道州制推進本部]	73
------------------------------------	----

1. 研究会の概要

(1) 道州制のあり方研究会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	主な役職	備考
北村 裕明	滋賀大学理事・副学長	
新川 達郎	同志社大学大学院教授	座長
村上 睦	大阪学院大学教授	
山下 淳	関西学院大学教授	副座長

[道州制のあり方研究会 ゲスト招聘]

氏名	主な役職	備考
中村 正久	滋賀大学環境総合研究センター特任教授	第1回会合
佐々木 信夫	中央大学教授	第3回会合
石田 和之	徳島大学大学院准教授	第3回会合

(2) 広域行政システムのあり方研究会設置要領

(設置目的)

第1条 政府等における道州制の議論に対応して、道州制をはじめとする国と地方を通じた統治機構のあり方等について調査・検討を行い、将来の関西における広域行政システムのあり方等に対する議論に資するために、関西広域連合協議会規則（以下「規則」という。）第3条第3項に基づき専門部会を設置する。

(名称)

第2条 専門部会の名称は「広域行政システムのあり方研究会（以下「研究会」という。）」とする。

(所管事項)

第3条 研究会は、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 道州制をはじめとする国と地方を通じた統治機構のあり方
- (2) 将来の関西における広域行政システムのあり方
- (3) その他関連する事項

(組織)

第4条 研究会の委員は、規則第3条第1項および第3項の委員の中から、広域連合長が指名する。

- 2 研究会に座長および副座長を置き、前項で指名された委員の中から互選する。
- 3 座長は、研究会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長の職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会は、座長が招集する。

- 2 研究会に有識者その他、座長が必要と認める者の陪席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、本部事務局国出先機関対策プロジェクトチームにおいて行う。

(会議の公開)

第7条 研究会の会議は公開を原則とする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月2日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後最初に開かれる研究会は、第5条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

(3) これまでの開催結果

○第1回会合

(日 時) 平成25年3月23日(土)

(出席者) 新川座長、山下副座長、村上委員 (欠席: 北村委員)

[ゲスト] 中村・滋賀大学環境総合研究センター特任教授

(議 事) (1) 検討の方向性およびスケジュールについて

(2) 具体的な政策分野(河川管理)を通じた論点について

○第2回会合

(日 時) 平成25年4月22日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(議 事) (1) 具体的な政策分野(産業振興、インフラ整備、森林保全)を通じた論点

(2) 「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等

○第3回会合

(日 時) 平成25年5月20日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

[ゲスト] 佐々木・中央大学教授、石田・徳島大学大学院准教授

(議 事) (1) 大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や課題等

(2) 「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等(2回目)

○関西広域連合委員会との意見交換

(日 時) 平成25年5月23日(木)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(内 容) 研究会の検討経過および今後の検討に当たってのポイント など

○第4回会合

(日 時) 平成25年6月17日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(議 事) 道州制のあり方について(中間報告案)

○関西広域連合議会「広域行政システムのあり方検討部会」との意見交換

(日 時) 平成25年6月22日(土)

(出席者) 新川座長、山下副座長

(内 容) 道州制のあり方について(中間報告案)

(4) 今後の予定

○第5回会合以降

(日 時) 7月以降(月1回程度開催)

(議 事) 具体的な政策分野(社会保障や教育など)を通じた論点 など

○年度内 (予定※国の動向により変動あり)

最終報告とりまとめ

河川(治水)に関する国と地方の主な役割分担の現状

		河川		主な関連分野				
		管理区分	事務・権限等	砂防	森林・治山	農地(水田)	下水道(雨水)	防災その他
国	本省	一級河川 (直轄管理 区間)	<ul style="list-style-type: none"> ■河川法 ○一級河川の指定 (知事等の意見をきく) ○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川] ○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け ○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川] 	<ul style="list-style-type: none"> ■砂防法 ○砂防設備を要する土地等の指定 ■地すべり等防止法 ○地すべり防止区域等の指定 ■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ○区域の指定等に係る都道府県への指示 	<ul style="list-style-type: none"> ■森林法 ○全国森林計画・森林整備保全事業計画の策定 (知事の意見をきく) ○保安林の指定 (国有林、特定保安林等) ○保安施設地区の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ■土地改良法 ○土地改良長期計画の策定 (知事の意見をきく) ○国営土地改良事業計画の策定 (都道府県と協議等) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害防止法 ○土砂災害防止対策基本方針の作成
	出先機関		<ul style="list-style-type: none"> ①国土交通上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川で、国土交通大臣が指定 ②一級河川の中でも重要度の高い区間で、国土交通大臣管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ■河川法 ○河川整備計画の策定 (知事、市町村長の意見を聴く) ○河川管理・改修等 (維持:国10/10、改良:国2/3、府県1/3等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■砂防法 ○複数の府県に関わる設備整備等 (国2/3、地方1/3) ■地すべり等防止法 ○重要な防止施設の新設・改良等 (国2/3、都道府県1/3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■森林法 ○国有林の地域森林計画の策定 (知事、市町村長の意見をきく) ○保安施設事業の実施 (都道府県負担:1/3以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■土地改良法 ○国営土地改良事業の実施 (農業用排水施設等の整備・管理【主に基幹部分】)(国2/3等) 	-
府県	一級河川 (指定区間)	<ul style="list-style-type: none"> ①同上 ②国土交通大臣が指定し、都道府県知事管理(法定受託事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ■河川法 ○河川整備計画の策定 (国の認可) ○河川管理・改修等 (修繕等:都道府県10/10(1/3以内国補助)、改良:国1/2、都道府県1/2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■砂防法 ○砂防指定地の行為規制・監視等 (土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、立竹木の伐採等) ○砂防設備の管理・工事・維持 (国1/2、都道府県1/2等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■森林法 ○地域森林計画の策定 (国と協議+同意) ○保安林(民有林)の指定 ○保安施設地区台帳の調整・保管 ○保安施設事業の実施 (国補助:2/3以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■土地改良法 ○都道府県土地改良事業計画の策定 (市町村と協議等) ○都道府県土地改良事業の実施 (農業用排水施設等の整備・管理【主に支線部分】)(国1/2等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道法 ○流域別下水道整備総合計画の策定 (複数都府県の区域にわたる水系に係る河川等については国と協議) ○流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 (建設費国1/2、都道府県1/2等) ○流域下水道事業計画の策定 (国と協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策基本法 ○都道府県地域防災計画の策定・実施 ■水防法 ○都道府県水防計画の策定 ○洪水予報河川等の指定 ○浸水想定区域の指定 ■土砂災害防止法 ○土砂災害警戒区域等の指定 ■都市計画法 ○区域区分の指定 (市街化区域・市街化調整区域) ■建築基準法 ○災害危険区域の指定
	二級河川	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川で都道府県知事が指定。都道府県知事管理。(法定受託事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ■河川法 ○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく) ○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同意、市町村長の意見を聴く) ○河川管理・改修等 (管理:都道府県10/10、改良:国1/2以内、都道府県1/2以上等) ○ダム等に係る改良工事など(国と協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ■地すべり等防止法 ○防止区域の設備管理・工事等 (工事:国1/2、都道府県1/2) ■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ○区域の指定、管理、工事等 (工事:国1/2、都道府県1/2) 				
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 準用河川:一級河川及び二級河川以外の河川の中から市町村が指定。市町村管理。(自治事務) 普通河川(河川法対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ■河川法等 ○準用河川の指定 ○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国1/3等) ○ダム等に係る改良工事など (知事と協議) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ■森林法 ○市町村森林整備計画の策定 (知事と協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ■土地改良法 ○市町村土地改良事業計画の策定 (都道府県へ報告) ○市町村土地改良事業の実施 (農業用排水施設等の整備・管理【主に末端部分】)(国1/2等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道法 ○公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 (建設費国1/2、都道府県1/2等) ○公共下水道事業計画の策定 (都道府県に協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策基本法 ○市町村地域防災計画の策定・実施 ○避難指示、勧告 ■水防法(水防管理者) ○水防計画の策定 ○水防活動の実施 ○洪水ハザードマップの作成配布 ■土砂災害防止法 ○警戒避難体制の整備等の実施 ■建築基準法 ○災害危険区域の指定 	

「琵琶湖淀川の流れ管理に向けて」提言の概要

平成23年3月 事務局：滋賀県水政課

1. 検討にあたって

琵琶湖保全には琵琶湖淀川流域の保全と不可分
・滋賀県で琵琶湖淀川流域管理を担う21計画の推進に活かす
・流域関係者と議論・検討し、琵琶湖淀川流域と近畿圏の特長可能な発展に寄与

2. 琵琶湖淀川流域の特長

(1) 流域の概要
・宇治・木津・桂川と本川、2府4県にまたがる大流域
(2) 琵琶湖淀川流域における琵琶湖の役割
・流域全体面積約38,240km²中、琵琶湖流域が約半分
・年間流量84億m³中、瀬田川144億m³、琵琶湖は定
・琵琶湖は、さまざまな広域的な役割
・水質、治水調節、生態系、淡海水産物、景観、文化、観光、レジャー、学術研究・学習、やすらぎ等
(3) 琵琶湖淀川流域と人の関わり
・高度な水利用、下流は琵琶湖へ依存が大きい
・水位上昇のタイムラグを利用し下流洪水時に洗堰放流を制限し調節
・水質は改善したが課題残る。生態系や景観が悪化
・上流と下流で人口経済等に差。流域を軸とした交通が発達、流域としてのまとまり
・水郷などの景観、多様な地域文化やレクリエーション、流域としての風土

3. これまでの琵琶湖淀川流域の「流れ管理」の取組

それぞれ時代のニーズに応え、淀川改良工事、琵琶湖疏水、琵琶湖総合開発等、先進的な取組で大きな成果、一方、生態系、水と人とのつながりなどに課題
・成果と課題を踏まえてマザーレイク21計画策定、さまざまな取組を推進
・新たな時代のニーズに対応した流域の取組が必要

4. 琵琶湖淀川流域を取り巻く自然・経済・社会の変化

(1) 人口減少、低成長への移行
・水需要は、人口の減少傾向や経済の低成長を背景に減少が予想
・財政の逼迫も見込まれる
(2) 生態系保全の重視、水問題のグローバル化、地球環境問題の深刻化
・持続可能な社会に向け、生態系保全の重要性
・パナチヤルウォーター、酸性雨など国を超えた水問題
・気候変動による地球環境問題
(3) 地方分権と広域行政の進展
・地方分権、広域行政への動きが加速
・近畿圏では関西広域連合の設立

5. 琵琶湖淀川流域の課題

(1) 水と流域についての課題
① 氾濫原を含めた洪水対策
・整備遅れや地球環境変化で川の中の対策のみに限界
② 治水・利水・環境、上下流を統合的に捉えた琵琶湖水位
・水産調整は治水利水に大きな役割、一方、近年、魚の産卵への影響等の課題
③ 生態系にも配慮した利水
・水位低下の琵琶湖湖底への影響、開発した水資源の効率的な管理必要
④ 生態系の保全・再生
・生態空間の改善、分断、外来種等
⑤ 水質のリスク管理と事故への対応
・高度な水利用複雑な取水排水系統で水質問題が起これば影響は広範囲に及ぶ
⑥ 森林の管理と水源地域の保全
・林業衰退で整備遅れ、水源地域の過疎・高齢化

(2) 水と人のつながりについての課題
① 水と人、水とつながりの再生
・水の恩恵・脅威の意識低下が懸念
② 琵琶湖淀川流域のつながりと一体感の回復
・琵琶湖淀川流域の一体的な意識が少ないことが懸念

(3) 制度についての課題
① 低成長に対応した課題の効率的な整備と維持管理、投資の効率化と費用負担
・施設整備や維持管理の効率化、再編成
② 地方分権、広域行政の進展への対応
・近畿の広域行政に対応した流域管理

6. 流域のめざすべき姿

① 生態系サービスの維持・向上による流域の社会成長
・生態系サービスから見た琵琶湖淀川流域の取組
・琵琶湖淀川流域の自然と生態系が、人間社会や生態系自身に対して恵みを与える「機能」は「はたらき」
＝琵琶湖淀川流域の生態系サービス
・資源供給サービス
・水資源供給、木材・水産資源提供など、資源価値・経済的価値のあるものを与える機能
・文化的サービス
・京観形成、リゾリエンション・教育・学習の場提供など、精神的満足をもたらし、人と自然や生態系が「あられあり」機能
・調整サービス
琵琶湖による状況安定、植物による自然浄化、生物多様性の提供等、人や生態系を「助ける」機能
琵琶湖淀川流域の生態系サービスが、流域社会の発展を支えてきた中で、琵琶湖は大きな役割
・高度成長期以降、経済的価値追求の中で、琵琶湖からの水資源供給等の「資源供給サービス」に着目し開発や機能強化により、豊かな流域社会を形成、一方で、文化的サービスや調整サービスの分化、これが流域の課題にもつながった。

② 琵琶湖淀川流域の生態系サービスの維持・向上
一さまざまな恵みを与える「生態系サービス」による琵琶湖淀川流域の社会成長
・これまでの資源供給サービスへの投資を調整サービス、文化的サービスへ振り向け、経済的価値を生みだし、活力が持続され、さらに生態系サービスの維持向上につながる
・良好なサービスを生み出し、持続可能な流域社会をめざす
・人間と生態系が良好な関係を築き、地域の個性を生かし、満足度の高い、良質な生活を営む「社会成長」を図る
・近畿圏の一体感の再構築と社会成長にもつながる

7. めざすべき管理のあり方

① 「つながり」を基本とした統合的な管理
・統合的なのは考え方の必要性
・課題は「一方の主体と地域、目的のニーズが成り立つ」という一方が成り立つ「トレードオフ」が存在
・これまでの取組は目的別、主体別等の効率最大化で実施。目的達成に効果の反面、課題も明らかになってきた。
(2) 「つながり」を基本とした統合的な管理
・水分野・行政の枠組の統合、「分野横断」
・森林・農林・上下流・農業用水・工業用水、都市計画、琵琶湖など行政の枠組を横断的につなぎ、効果的な管理
・地域の統合、「軟水問題」
・地域の特性と課題を重視しつつ、琵琶湖を「一体感をもった琵琶湖」を自らつくることとして捉え、つながり、一体感をもった琵琶湖を基本とした管理
・主体の統合「流域自治」
・住民主体が中心となり、当事者意識、課題等を基本にした管理
・さまざまな主体が参加するつながり、つながり、つながり
・世代間のつながり、世代間のつながり
・中長期的視点にたち、順応的な管理
(3) 国内外の統合的な流域管理の事例
・国内外にさまざまな琵琶湖と淀川など動水流域の特性、これまでも琵琶湖と淀川など動水流域の特性、これまでも統合的な取組がされてきたことにも踏まえた管理が必要

8. 新たな流域管理のしくみのあり方

一さまざまな主体の参加と連携をより重視し、柔軟性のある新たな管理のしくみ＝流域ガバナンスが必要
(1) さまざまなレベルにおける関係者の参加
・身近なレベルでの取組を尊重しながら、流域全体として目標を共有し連携していくような取組と協働のしくみ
(2) 自治体を中心とした流域管理の組織
・総合行政の主体である府県や市町村がより主体的に参画し相互に連携、関係者とも協力しながら取組を行う組織
・組織として関西広域連合の可能性。関係者で検討が必要
(3) 流域管理計画の策定とその順応的な管理
・流域全体を対象とした流域管理計画のような計画策定とそれを適切に見直すしくみ
(4) 情報と技術の共有化
・情報・技術、科学的知見が必要、例えば水情報センターや統合管理センターなどの検討が必要
(5) 生態系サービスに投資できる資金調達のしくみ
・流域全体で責任を担う「はたらき」が必要
・必要は費用、負担のあり方を検討、共通理解が必要
(6) 新たな管理を支える法のしくみ
・しきみを支えるための法律や府県共同、広域連合の条例などが必要、理念明確化のためにも必要

9. 具体的な取組の提案

今後の流域管理の取組の方向性と具体的な取組例を提案
(1) 水と共生し「近い水」を活かす地域づくり
・流域全体で水ガバナンスを担担、施設整備・管理、氾濫を想定したまちづくり
・「ふたから」水を意識でき、水辺景観を活かすまちづくり等
(2) 人と生態系のための水資源と施設の効率的な管理
・安定した利水と琵琶湖と河川の生態系保全のバランスを図り、既存水資源開発施設等の統合的運用による利水管理
・琵琶湖の水質管理、琵琶湖と琵琶湖を結ぶ治水・利水・環境や上流の統合運用を含め水位操作見直し
・水資源開発施設等の再編や相互利用の検討等
(3) 水環境の改善とリスク管理
・琵琶湖から大阪湾までを一体的に捉え、わかりやすい指標の策定、生態系や景観を含む水環境の改善
・水質リスクに対する耐震連携による効率的モニタリング、評価
・地震などの災害や流域レベルの水質事故に備えた対策等
(4) 森林や農地の保全と活用
・流域内での木材流通促進、環境に配慮した農業の推進と農産物の流通拡大
・森林の維持管理作業、企業、農業者、市民等への参加促進
・森林税の流域レベルでの拡充検討
(5) 水と流域への意識の向上とつながりの促進
・水や流域の保全・管理への意識、流域の一体感を高めるため、情報発信センターシステムの構築、水辺水面の利用促進、水やつながりづくり等や陸路の整備
・琵琶湖淀川の日、設定、流域全体での啓発イベント
・流域全体で学習プログラム、森林における「やまのこ」のような体験学習、環境副読本の作成

10. 今後に向けて

・琵琶湖は検討し率先取組、流域関係者と議論・検討が必要
・琵琶湖以外の行政も、さまざまな課題、検討が必要
・流域関係者もその立場、地域で取組、議論、検討を期待

水循環基本法（水制度改革国民会議とりまとめ案）の概要

[2009年]

I 制定のねらい

- 省庁縦割りの水管理を見直し、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域すべてを視野に入れた健全な水循環を確保。
- 現状では細分化され目的が異なる森林、河川、海岸等に関連する各法律を、水循環という観点から、環境指向的な一つの法律として統合。

II とりまとめ案の概要

1 目的

- (1) 健全で持続可能な水循環型社会の形成について基本理念を定める。
- (2) 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする。
- (3) 水循環型社会の形成に関する統合的水管理施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (4) もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

2 基本理念（省略）

3 関係者の責務等・国の責務（省略）

4 基本方針、基本計画等

- (1) 国は、流域連合が策定する「流域別水循環計画」の前提となる基本方針を策定する。
- (2) 「流域連合」は、国の基本方針に基づき、流域別水循環計画を策定する。

5 基本的施策

- (1) 国は、下記の基本的施策に関する基本方針を示し、河川流域を構成する地方公共団体は、流域連合を結成し、流域別水循環計画に基づいてこれらの基本的施策を講じる。
 - ・流域治水対策の推進
 - ・水環境管理の適正化及び水循環系の再生と保全
 - ・第三者機関による公正な水環境監視
 - ・利水システムの合理化の促進
 - ・地下水の保全と利用の適正化の推進
 - ・河川と森林との統合管理の推進
 - ・農地の保全と活用
 - ・水道及び水循環保全施設の流域圏統合経営の推進
 - ・老朽化施設の更新と機能の向上並びに異常渇水や震災などに備える非常時対応
 - ・財政制度の見直し
 - ・科学技術の振興及び国際協調の推進

6 中央政府の行政組織及びその再編整備

- (1) 水循環庁の設置
 - ・水循環庁は、水循環社会の実現に向けて基本的施策の推進のための全ての事務を所掌する。
 - ・また、水循環に関わる現行の個別制度の全てを所管し、統合的水管理体制に移行する。
 - ・ただし、将来の道州制の導入も踏まえ、政策実施権限の多くを「流域連合」に委譲する。
- (2) 中央水循環審議会を設置
 - ・水循環政策の基本方針の審議、水循環政策の進捗状況等を調査審議する。

7 「流域連合」の設置等、地方公共団体の行政組織及びその再編整備

- (1) 河川流域を構成する地方公共団体(市町村と都道府県)は、河川流域の統合的管理主体(地方公共団体の連合組織)である流域連合を設置する。
- (2) 流域連合に関わる立法機関として予算、組織、人事などに関わる諸議案を議決し、流域水循環条例その他の諸規定を制定する流域連合議会を設ける。
- (3) 流域連合に諮問機関として流域水循環審議会を設ける。
- (4) 流域連合及び同議会の業務監理に当る組織として、流域連合監査機構を設ける。

8 流域住民との協働（省略）

産業施策に関する国と地方の役割分担の現状 (①中小企業振興)

○現状の産業施策に関する国と地方の役割分担を俯瞰するために代表的な事業例を整理

		中小企業振興に係る主な施策					
		金融支援	ものづくり基盤技術の高度化支援	異分野間連携支援 (農商工連携、中小企業間連携等)	地域資源活用事業支援	販路開拓支援	人材育成・後継者育成支援
国	本省	■信用保証協会法 ○信用保証協会に対する支援（補助金） ○支援機関（全国信用保証協会）、信用保証協会に対する報告徴収、立ち入り検査等（出先機関へ委任有り） ■地域経済活性化支援機構法 ○地域経済活性化支援機構への出資 ※地域の中核的な企業を重点的に再生支援、地域に設立される再生・地域活性化ファンドへの支援 ■産業活力再生措置法 ○事業の枠組みの決定 ○支援機関の認定	■中小のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 ○特定ものづくり基盤技術高度化指針や事業の枠組みの決定 ○事業者が作成する「特定研究開発等計画」の認定（出先機関へ委任有り）	■中小企業新事業活動促進法 ○事業の枠組みの決定 ○事業者が作成する「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定（出先機関委任有） ■農商工等連携促進法 ○事業の枠組みの決定 ○事業者等が作成する「農商工等連携事業計画」等の認定（出先機関へ委任有）	■中小企業地域資源活用促進法 ○基本方針の策定 ○都道府県が策定する「基本構想」の認定 ○事業者が作成する「地域産業資源活用事業計画」の認定（出先機関へ委任有）	■中小企業海外展開支援事業 ○事業の枠組みの決定	■中小企業高度グローバル経営人材育成事業 ○事業の枠組みの決定 ■地域中小企業の人材確保・定着支援事業 ※中小企業を支援する機関による新卒者等のマッチング、人材育成、定着支援等の取組に対して補助 ○事業の枠組みの決定 ○公募、事業採択は全国中小企業団体中央会が実施
	出先機関	■信用保証協会法 ○信用保証協会に対する支援（補助金） ○信用保証協会に対する報告徴収、立ち入り検査等 ○支援機関（全国信用保証協会）に対する報告徴収、立ち入り検査等 ■産業活力再生措置法 ○中小企業再生支援協議会事業 ※本省が認定した支援機関内に設置される協議会に中小企業再生支援に係る事業を委託。（独）中小企業基盤整備機構も関与。	■中小のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 ○事業者が作成する特定研究開発等計画の認定 ○認定を受けた計画を基本とした研究開発等を支援 ※上記計画の作成に関する相談業務については、中小企業基盤整備機構でも実施	■中小企業新事業活動促進法 ○事業者が作成する「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定 ○計画の認定を受けた事業を支援 ■農商工等連携促進法 ○事業者が作成する「農商工等連携事業計画」の認定 ○計画の認定を受けた事業を支援 ※上記計画の作成に関する相談業務については、中小企業基盤整備機構でも実施	■中小企業地域資源活用促進法 ○事業者が作成する「地域産業資源活用事業計画」の認定 ○計画の認定を受けた事業を支援 ※上記計画の作成に関する相談業務については、中小企業基盤整備機構でも実施	■中小企業海外展開支援事業 ○事業者の公募、受付、決定 ○事業採択を受けた団体に対する支援（新商品開発、展示会出展、セミナー開催、市場調査などに対して支援） ※（独）中小企業基盤整備機構や（独）日本貿易振興機構などでも類似事務を実施	■中小企業高度グローバル経営人材育成事業 ○事業者の公募、受付、決定 ○事業採択を受けた企業に対する支援（社内人材の育成、専門人材の招聘など） ■地域中小企業の人材確保・定着支援事業 ○応募者に対する相談窓口
	都道府県	■信用保証協会法 ○信用保証協会に対する出資 ○信用保証協会に対する報告徴収、立ち入り検査等 ■独自の類似業務 ○金融機関や信用保証協会と連携した各種金融支援制度（各都道府県）	■独自の類似業務 ○先駆的産業技術研究開発支援事業（和歌山県） ○大学発・地域産業支援力強化事業（大阪府） ○プロジェクトチャレンジ支援事業（滋賀県）	■中小企業新事業活動促進法 ○国の補助金の交付決定審査に伴い都道府県へ意見聴取を実施 ■農商工等連携促進法 ○国の補助金の交付決定審査に伴い都道府県へ意見聴取を実施 ■独自の類似業務 ○ひょうご農商工連携ファンド（兵庫県） ○わかやま農商工連携ファンド（和歌山） ○農商工連携促進事業（鳥取県） ○徳島県農商工連携ファンド（徳島県）	■中小企業地域資源活用促進法 ○基本構想、地域資源の指定 ○事業者が作成する「地域産業資源活用事業計画」の受付（基本構想に基づき意見を付す） ○国の補助金の交付決定審査に伴い都道府県へ意見聴取を実施 ■上記の関連で別途都道府県が実施しているもの ○きょうと元気な地域づくり応援ファンド（京都府） ○おおさか地域創造ファンド（大阪府） ※（独）中小企業基盤整備機構と連携	■独自の類似業務 ○滋賀県産農畜水産物海外販路開拓支援事業（滋賀県） ○ものづくり企業の販路開拓支援事業（大阪府） ○ひょうご海外事業展開支援プロジェクト（兵庫県） ○海外ビジネス実現支援事業（和歌山県）	■独自の類似業務 ○ジョブカフェの運営（各都道府県） ○能力開発施設の運営（各都道府県） ○中小企業人材育成事業（滋賀県） ○人気産業活用人材育成事業（大阪府）
	市町村	■信用保証協会法 ○信用保証協会に対する出資 ■独自の類似業務 ○金融機関や信用保証協会と連携した各種金融支援制度（各市町村）	■独自の類似業務 ○ものづくり新事業チャレンジ支援補助金（堺市） ○中小企業チャレンジ事業補助金（豊中市）	■独自の類似業務 ○産学官連携地域経済活性化事業（鳥取市）	■中小企業地域資源活用促進法 ○都道府県が基本構想等を策定するに伴い市町村へ意見聴取を実施	■独自の類似業務 ○県外販路開拓支援事業（和歌山市） ○ものづくり販路拡大支援事業（姫路市）	■独自の類似業務 ○中小企業人材育成支援事業（鳥取市） ○人材育成支援事業（和泉市）

※ 市町村の実施する事業については、市町村の規模等によりラインナップに差があり、また小規模のものが多い

産業施策に関する国と地方の役割分担の現状（②新技術・新産業創出支援）

		新技術・新産業創出支援等に係る主な施策			
		産業クラスター支援	産業立地・企業誘致	地域新産業の振興	競争的資金の提供、VC、ベンチャー支援税制等
55	国	<p>■国主導型産業クラスターの推進（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業クラスター計画の策定 ○国主導型産業クラスターの推進 <p>■地域主導型産業クラスターの推進（内閣府、文科省、経産省、農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○推進区域、プログラムの認定（地域イノベーション戦略支援プログラム）※文科、経産、農水各大臣が認定 ○戦略特区の指定（総合特別区域法）※総理大臣が指定 ○認定等を受けた地域に対する支援 <p>（その他の主な国の施策）</p> <p>■地域新成長産業創出促進事業（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の枠組みの決定 ※産学官等の連携により、新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援 <p>■地域産学官連携支援委託事業（農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国7機関にコーディネーターを配置し、産学官連携を支援 	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の策定 ○「地域産業活性化協議会※」が策定する基本計画の同意 ※ 都道府県及び市町村、地元商工団体、大学等で構成 ○企業立地支援事業の枠組みの決定 ○企業立地支援事業の実施 ○企業立地支援センターの設置 	<p>■地域新成長産業創出促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の枠組みの決定 ○採択事業への支援 <p>■新連携支援事業（再掲中小企業新事業活動促進法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の枠組みの決定 <p>■地域資源活用売れる商品づくり支援事業（再掲中小企業地域資源活用促進法関連事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の枠組みの決定 	<p>■競争的資金制度（経産省、文科省、農水省等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各省による競争的資金制度の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・地域イノベーション創出実証研究補助事業（経産省） ・戦略的イノベーション創出推進プログラム（文科省） ・研究成果最適展開支援プログラム（文科省） ・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（農水省） ○事業者の公募、受付、決定 <p>■VC（ベンチャー支援ファンド）の組成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業成長支援ファンド <ul style="list-style-type: none"> ※（独）中小企業基盤整備機構が金融機関と組成 ○(株)産業革新機構による支援 <ul style="list-style-type: none"> ※ 産業活力再生措置法により設置 ○クール・ジャパンファンド（25年度設置予定） <p>■エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国的な基準の策定
	出先機関	<p>■国主導型産業クラスターの推進（経産局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関西フロントランナープロジェクト ○関西バイオクラスタープロジェクト ○環境ビジネス KANSAI プロジェクト ※かつて経産局が中心となって立ち上げ。現在は自立的発展期への移行に伴い、民間、自治体等が中心となった地域主導型産業クラスターとして活動。 <p>■地域主導型産業クラスターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定を受けた地域に対する支援 <p>■地域新成長産業創出促進事業（経産局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の公募、受付、決定 ○事業採択を受けた団体に対する支援（セミナー、ビジネスマッチング、新商品開発などに対して支援を実施） 	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業立地支援事業の実施 ○「地域産業活性化協議会」への参加及びアドバイス業務 <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業立地補助金や低利融資、支援税制、産業団地の整備、相談窓口の設置など 	<p>■地域成長産業創出促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○採択事業への支援（ソーシャルビジネス育成、コンテンツ産業の振興、農商工連携等促進人材育成、地域競争力強化等） <p>■新連携支援事業（再掲中小企業新事業活動促進法関連事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の公募、受付、決定 ○事業採択を受けた団体に対する支援（異分野連携による新たな事業分野の開拓等） <p>■地域資源活用売れる商品づくり支援事業（再掲中小企業地域資源活用促進法関連事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の公募、受付、決定 ○事業採択を受けた団体に対する支援（地域資源を活用した商品改良、販路開拓等） 	<p>■競争的資金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の受付（経産局） <p>■エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適用の確認業務の実施
都道府県	<p>■地域主導型産業クラスターの推進</p> <p>推進地域協議会（自治体・大学・企業等で形成）の設置、戦略構想の策定、事業者への支援など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徳島健康・医療クラスター（徳島県） ○しが医工連携ものづくりクラスター（滋賀県） ○京都環境ナノクラスター（京都府、京都市） ○北大阪バイオクラスター（大阪府、大阪市） ○和歌山県特産農産物を活用した健康産業イノベーション推進地域（和歌山県） ○播磨科学公園都市（兵庫県） 	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の策定（地域産業活性化協議会） ○企業立地や事業高度化を行う事業者が策定する「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認（承認を受けると国の税制支援、低利融資等支援策が利用可能になる） <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業立地補助金や低利融資、支援税制、産業団地の整備、相談窓口の設置など 	<p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○わかやま中小企業元気ファンド（和歌山県） ○次世代・地域資源産業育成事業（鳥取県） ○コミュニティ・ビジネス離陸応援事業（兵庫県） ○とくしまデジタルコンテンツプロジェクト事業（徳島県） 	<p>■競争的資金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の競争的資金獲得に向けた支援（各都道府県） <p>■独自の類似業務（競争的資金制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府ものづくりイノベーション支援助成金（大阪府） ○兵庫県 COE プログラム推進事業（兵庫県） <p>■独自の類似業務（ベンチャー支援ファンド等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご新産業創造ファンド（兵庫県） ○とくしま経済飛躍ファンド（徳島県） 	
市町村	<p>■地域主導型産業クラスターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ながはまバイオクラスター（長浜市） ○京都バイオシティ構想（京都市） ○神戸医療産業都市（神戸市） 	<p>■企業立地促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の策定（地域産業活性化協議会） <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業立地補助金や低利融資、支援税制、産業団地の整備、相談窓口の設置など 	<p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取市ソーシャル・コミュニティビジネス支援補助金（鳥取市） 		

産業施策に関する国と地方の役割分担の現状 (③商店街・地場産業振興・その他)

		商店街・地場産業振興等に係る主な施策		その他		
		商店街・中心市街地活性化支援	伝統的工芸品・地場産業振興	産業財産権に関する事務	工業規格の国際標準化等	規制行政 (消費者行政)
50	本省	<p>■地域商店街活性化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の策定 ○事業の枠組みの決定 <p>■中心市街地の活性化に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の策定 ○市町村の策定する中心市街地活性化基本計画の認定 ○認定された計画に基づき実施される事業への補助金等の支援 (コンサートホールの整備、カラー舗装、駐車場整備など) <p>(その他主な国の施策)</p> <p>■地域商業活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の枠組みの決定 	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の策定 ○伝統的工芸品の指定 ○組合や事業者等が作成する各種計画 (振興計画、活性化計画等) の認定【都道府県又は市町村経由】 ○認定された計画に基づき実施される事業を支援 (新商品開発、販路開拓、後継者育成等) 	<p>■産業財産権の登録に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業財産権制度の策定 ○審査・登録認定 <p>■産業財産権の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外における産業財産権の保護 (国際間の産業財産権保護協力に係る覚書等の締結、知財保護強化の要請、模倣品対策強化など) 	<p>■工業規格の国際標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究会等の設置 ○国際標準化機構への提案 <p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業 (EV 充電器の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の枠組みの決定 	<p>■特定商取引法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規制の枠組みの全国的な基準の策定 <p>■割賦販売法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規制の枠組みの全国的な基準の策定
	国	<p>■地域商店街活性化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街振興組合等が作成する「商店街活性化事業計画」、一般社団法人やNPO 法人等が作成する「商店街活性化支援事業計画」の認定 ※ 認定事業については国の補助金や融資等において優遇有り ○商店街活性化事業に対する補助金等の支援 (街頭の LED 化、アーケード改修、イベントの実施、空き店舗活用など) <p>■中心市街地の活性化に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定された計画に基づき実施される事業への補助金等の支援 (コンサートホールの整備、カラー舗装、駐車場整備など) <p>(その他主な国の施策)</p> <p>■地域商業活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の公募、受付、決定 ○事業採択を受けた団体に対する補助金等の支援 (買物弱者対策、空き店舗活用、人材育成など) 	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組合や事業者等が作成する振興計画の認定 (一部委任) ○認定された計画に基づき実施される事業を支援 (新商品開発、販路開拓、後継者育成等) 	<p>■産業財産権の登録に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談業務 ○出願・登録手続 ○知的財産権制度のセミナー・説明会の実施 	<p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業 (EV 充電器の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の公募、受付、決定 ○採択された事業に対する補助金等の支援 <p>※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施</p>	<p>■特定商取引法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施 (主に府県を超えるものに対応) ※本省にも並行権限有り <p>■割賦販売法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許認可、調査、行政処分等を実施 ※本省にも並行権限あり <p>■消費者相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者や地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせ対応
	都道府県	<p>■地域商店街活性化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の「商店街活性化事業計画」の認定に伴い都道府県へ意見聴取を実施 <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗の多様な活用支援事業 (京都府) ○商業活性化総合補助金 (大阪府) ○商店街コミュニティ機能支援事業 (和歌山県) 	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組合や事業者等が作成する各種計画の受付 ○組合や事業者等が作成する振興計画の認定 (一部委任) <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統産業若手育成事業 (京都府) ○地場・伝統工芸品産業振興対策事業 (大阪府) ○じばさん兵庫ブランド創出支援事業 (兵庫県) ○わかやま地場産業ブランド力強化支援事業 (和歌山県) 	<p>■産業財産権の特許に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談業務 ○知的財産権制度のセミナー・説明会の実施 <p>■産業財産権の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外における日本の地方自治体名に関連する商標登録に対する監視や異議申し立て 	<p>(新たな規格の普及促進)</p> <p>■次世代自動車充電インフラ整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○整備ビジョンの策定 (ビジョンに基づく事業に対しては国の高率の補助有り) ○国の補助に対する上乘せ補助 	<p>■特定商取引法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問販売・通信販売など特定の取引類型を対象に、規制や行政処分を実施 (主に都道府県内のものに対応) <p>■割賦販売法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別信用購入あっせん業者に対する調査、行政処分等を実施 (都道府県内のものに対応) <p>■消費者相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活センター等による問い合わせ対応
市町村	<p>■地域商店街活性化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の「商店街活性化事業計画」の認定に伴い市町村へ意見聴取を実施 ○国補助事業に対する事業者の補助要望書のとりまとめ、推薦書の添付 <p>■中心市街地の活性化に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地活性化基本計画の策定 ○事業者が国補助事業に申請を行う際に市町村が意見書を添付 <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街のコミュニティ機能強化支援事業 (和歌山市) ○商業共同施設設置補助金 (富田林市) ○中心商業地にぎわい事業補助金 (大津市) 	<p>■伝統的工芸品産業の振興に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組合や事業者等が作成する各種計画の受付 ○組合や事業者等が作成する振興計画の認定 (一部委任) <p>■独自の類似業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統的工芸品産業振興事業 (和歌山市) ○地域ブランド認定制度 (岸和田市) ○各地域における地場産業センターの運営 <p>※地元市町村、商工団体・業界が加盟</p>			<p>■消費者相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活センター等による問い合わせ対応 	